

(件 名) 介護職員の人材確保対策について (3 (2) 項)

(請願の要旨)

現在、特別養護老人ホーム及び訪問介護事業所では、介護職員の人材確保が困難であり、配置基準に定められた人材を確保する為に、介護人材派遣職員に依存せざるを得ない状況となっている。派遣職員の人件費は高く経営を圧迫し、全国的にも特別養護老人ホームの3割～4割が赤字経営を余儀なくされている状況である。

特別養護老人ホームの入居者は年々増加傾向にあると共に、認知症の入居者も増加の一途にあり、そのケアは筆舌に尽し難い過酷な労働を強いられているのが実情である。家族で介護できない認知症の方を担っているのが介護職員であり、極めて重要でなくてはならない公的福祉事業であるにもかかわらず危機的経営状況にある。このような状況は大きな社会問題であり、且つ政治課題でもある。持続可能な介護事業の為には、特に介護人材確保対策が極めて重要である。以上の趣旨に基づき、下記事項を請願します。尚、請願事項3-(2)項を除いては、国政に関わる事項につき国へ意見書のご提出方お願い致します。

記

請願事項

1. 特別養護老人ホームを中心に基本報酬のプラス改定の実現について

介護職員の人材確保のひとつとして、処遇改善加算及び特定処遇改善加算での対応がなされているが、加算の算定要件が厳しく且つ事務処理が複雑で、相当の事務負担を余儀なくされており、抜本的な報酬アップに繋がっていない。よって旧態依然として一般産業職と比較して、毎月の給与が4万円～5万円の格差があることから、人材確保が困難な状況である。そこで、特別養護老人ホームを中心に基本報酬のプラス改定を実現していただきたい。

2. 在宅介護サービスの集中減算の運用について

社会福祉法人系及び会社法人系の在宅介護サービス（訪問介護・訪問看護・デイサービス・ショートステイ等）に於いては、自法人のサービス事業所で、80%以上利用した場合は集中減算となるが、医療法人系は集中減算の対象とならない等不公平である。よって、社会福祉法人系及び会社法人系サービスも集中減算の対象としないよう医療法人系サービスと同じ要件での運用をお願いしたい。

3. 外国人介護労働者雇用の促進対策について

- (1) 新型コロナ対策として、外国人の受け入れが規制されているが、介護労働者については、特例として、入管の規制を緩和していただきたい。
- (2) 鹿児島県介護福祉事業の拡充発展の為に、日本語の介護専門学校を現地に民間で創設するにあたって、鹿児島県単独事業としてハード・ソフト面からの検討を行っていただきたい。

4. 訪問介護事業に於ける報酬体系の在り方について

訪問介護の人材不足及び職員の高齢化は深刻であり、今後の経営も人材不足で先が見えない状況となっている。国は、在宅介護を進めており、国民のニーズも大きいにもかかわらず介護報酬は十分ではない。

よって、訪問介護事業は赤字経営を余儀なくされ、事業の廃止が続発している状況である。現状としては、正職員の雇用が困難であり、パートや登録ヘルパーとして雇用されている場合が多いので、労働条件等の改善が可能となる報酬体系にしていただきたい。